

第八章

ヒンドゥー寺院の法人類学

—南インド・チダンバラム・ナタラージャ寺院をめぐって（二八五〇—一九八〇）

田中雅一

本章の目的は、人類学の植民地主義研究における法人類学の可能性を念頭に、南インドのあるヒンドゥー寺院（チダンバラムのナタラージャ寺院）をめぐるさまざまな対立を考察することである。対象は大きく二つに分かれる。ひとつは、一九世紀半ばと末の二回なされた寺院の管理をめぐる慣習の成文化（規則集の作成）の動き、もうひとつは一九世紀半ばから現代まで残っている訴訟記録である。初期の訴訟は寺院内部の党派間の対立に関するものであったが、二〇世紀に入ってから植民地政府との確執が中心となる。それは、慣習と近代法との対立、あるいは寺院を基盤とする地域集団、とくに司祭たちと、寺院を公共施設として管理しようとする権力との対立を意味する。一九四七年のインド独立後、この対

立はその後司祭対州政府という形に置き換わるが、州政府による寺院管理の試みは信教の自由を保証するという憲法に違反するという判決が下される。つまりここに司法対行政というもうひとつの対立が加わる。これによって司祭たちは、寺院の管理権を保証されるが、新たな法律の制定によって、寺院と州政府との対立はまだ続いている。この対立が続けば続くほど、司祭たちはますます司法の、したがって世俗的な權威に依拠せざるを得ないという状況に陥る。そういう状況では、規則集や訴訟記録そのものが集会的アイデンティティの表現の場となつていく。規則集が寺院の側からの自己表現であつたとするならば、判決文に記録された司祭や寺院についての記述は、ちょうど民族誌と同じく、その存在を基本的に認めようとする外部からの——しかし、たんなる押しつけではない他者表象として位置づけることができよう。法人類学の可能性は、慣習（固有）法の世界を越えて、歴史や国家を視野に入れるということだけでなく、司法制度が残してきた記録と民族誌の類似性を明らかにすることで、近代人類学の性格を露呈することである。

一 はじめに——法人類学の射程

一九八〇年代後半から人類学についての省察が本格的に始まつてからも、法人類学という分野は、なぜかこれまで十分

に注意が払われてきたとはいえない。姦通や妖術をめぐる裁判に出席し、その記録をノートに書き留めている法人類学者といった旧態依然のイメージがまともわりついている。とはいえ、そこに変化がなかったというのではない。まずなによりも対面状況での紛争処理や慣習法（固有法）の記述・分析だけでなく、より徹視的な次元での言語分析が行われる（Hayden 1987, Maynard 1984）と同時に、国家との関係あるいは近代法との接合の問題にまで考察を拡大しようとする傾向が認められる（注1）。紛争処理という法人類学の主要なテーマが国民国家や植民地支配という文脈で追求されているのである。また、法人類学がアフリカの植民地支配に果たした役割についても分析されはじめている（注2）。法人類学による慣習法の記述は、集団のアイデンティティの固定化に寄与し、結果として植民地支配に必要な知を提供したのであろう。こうした動きは、研究対象と法人類学自体の歴史化の試みであり、最近の植民地研究の一翼を担うものとして位置づけられる。この点で見逃されてきたが重要と思われるのは、慣習法の明文化や判決文のような裁判所の記録が当該集団のアイデンティティの表明として読めることである。法人類学だけではない。司法という制度が、被告たる個人あるいは集団のアイデンティティを生み出し、固定したのである。ただ、これは一方的なものではない。裁判官という他者による記述であれ、集団のアイデンティティが公的に宣言され、承認され、文書として記録されるまでの過程には相互作用的な性格を認

めることが可能だ。植民地支配下での国勢調査が果たした統治上の意義や集団のアイデンティティの変貌や固定化についての研究は増えつつあるが（注3）、類似の問題意識から植民地での裁判記録の役割について十分な研究がなされてきたとはいえない。本章では、地域共同体と国家との関係だけでなく、訴訟とその結果公表される判決文あるいは慣習法の明文化が当該集団のアイデンティティの変化や形成に寄与する過程をみていきたい。

以上の問題意識を念頭に、本章で具体的に考察の対象とするのは、一九世紀半ばから現代までのヒンドゥー寺院の係争の歴史であり、そこに作用する重層的な権力と抵抗のあり方、また交渉を通じて生まれる司祭集団のアイデンティティの性格、そして判決文の特徴である。まず南インドにおける法制化に反映したヒンドゥー寺院政策の変遷を概観する。つぎに事例としてナタラージャ寺院を取りあげ、一九世紀半ばと末における寺院の運営規則の明文化、その内容、および傷害事件に始まる一連の訴訟を考察する。さらに二〇世紀に入って、訴訟内容が司祭（党派）間の対立から州政府と寺院との対立に変化していく過程をたどり、最後に独立以前と以後に見られる宗教（寺院）と世俗権力（州政府）との関係に関する一般的考察を試みる。そして、一連の裁判闘争が司祭集団のアイデンティティ形成にいかに関わっているかを見ていくことにする。最後に司法と民族誌の共通性にもふれたい。

本論に入る前に、寺院をめぐる法的問題についてもうすこ

し一般的な視点から述べておきたい。南インドにおいて寺院などの宗教施設は、宗教文化の拠点であるだけでなく、政治・経済的にも無視できない役割を歴史的に果たしてきた。それはさまざまな儀礼を通じて、王権を正当化し、また市場ネットワークの中心を占めていた。しかし、寺院と権力との関係はかならずしも相互依存的な関係にあったのではない。すくなくとも、英国による植民地支配が本格化した一九世紀には、寺院はむしろさまざまな抗争の場となっていた。その最たるものは二〇世紀になってから強化される寺院管理の動きとそれにたいする寺院側の抵抗である。

それは、近代法と慣習（法）あるいは民間（固有）法との対立といえる。人間が共同生活をおくるうえで必要なのは集団生活を律する規範である。多くの社会でこれは慣習といふかたちで実現されている。それは対面的関係が支配的な世界で、いわば状況に埋め込まれている。これに対して明文化された法は強大な中央集権の国家の出現に結びつけられて論じられてきた。ちょうど国家がその内部にさまざまな共同体を含み、そこから超越しているように、法は共同体を横断するかたちで普遍的な国家言語としてふるまう。もちろん法は中国やインドなどすでに古代文明において存在していた。しかし、近代的な法治国家との出会いこそ、こうした地域に国家装置としての司法制度が整備され、また法的思考が浸透し、法的人格が生まれる歴史的契機となった。これこそ植民地支配に関するひとつの、しかし決定的な経験であった（たとえ

ばハワイについての Matsuda 1988 の分析)。だが、多くの植民地支配のありかたがそうであるように、それは一方的な押しつけではなかった。植民地支配下で、あるいは独立後慣習法がいかに位置づけられたのか。弾圧か、無視か、承認か。このような問題は個々の文脈を考慮しなければならず単純に記述することはできない（注4）。慣習法の確認 ascertainment や明文化は植民地統治の一環としてアフリカにおいて大規模に実施されたが（注5）、ここで取りあげる事例では、統治される側からも積極的に明文化が行われた。

なお、ヒンドゥー寺院に代表される宗教施設をめぐる対立が存在したといっても、それはけつして固定的なものではないということに注意したい。とくに最近では、宗教施設めぐって、多数派ヒンドゥー対イスラームなどの少数派宗教といった対立図式や、復古的ナショナリズム対近代的・民主的世俗国家というマクロな対立図式で論じられる傾向がある。こうした図式から見落とされるのは、同じヒンドゥー教徒たちのあいだに認められる、より動的でミクロな対立である。それはしばしば同じ寺院をめぐる個人間あるいは党派間の対立という形をとる。またよりローカルな次元での世俗権力と宗教職能者、国家権力（州政府）と地方権力（地域社会）との対立となる（注6）。しかし、ミクロかつローカルな次元に注目した場合でも固定的に対立をとらえるべきではない。宗教職能者がいつもまとまって外部の政治権力と対立しているわけではないし、国家権力がつねに抑圧的に作用するわけ

でもない。一般的な図式を前提としたり一般化を求める前に、現時点でなおわれわれに必要なのは具体的な事例の分析である。

二 ヒンドゥー宗教寄進法（注7）

南インド、とくにタミル語を母語とする人々が住む現タミルナードゥ Tamilnadu 州には一〇世紀ころから多くの巨大な寺院が建立され、王の手厚い庇護を受けてきた。王は信仰深いヒンドゥー教徒として多大な土地を寄進し、寺院を経済的に支援した。また寺院付きの司祭たちは王をはじめとするパトロン、権力者の繁栄を祈った。寺院は王を頂点とする土地の権力者の地位を正当化するだけでなく、経済的にも、芸術の発展においても重要な役割を果たしてきた（注8）。

東インド会社が、一六三九年に後のマドラス・セントジョージ Madras, St. George 地区を取得してから一七九〇年ころまで、英国民は貿易・商取り引きに専念していたが、その後支配が確立していくと上述の伝統的な王の役割を担うことになる。すなわち、寺院に寄進された土地などにもとづく信託が寄贈者の遺志に反して管理者の私的な目的に使用されているとか、寺院の管理が等閑にされているという訴えが各地から伝えられ、これに対処する必要があるというのである。また植民地政庁の方も寺院が経済的・政治的にも重要であるというこ

とを認めていた。世論と植民地政庁の思惑の一致から、一八一七年に寺院の財産管理を規定した最初の法（Regulation VII of 1817）が制定される。

しかしながら、一八三三年頃からマドラスの植民地政庁の方針は英国本國で批判され、一八四〇年代になると不干渉を余儀なくされる。こうした不干渉政策は一八六三年に新たな法の制定（Act XX of 1863）によって確立する。本報告で直接関係するのはこの法律である。しかし、この法律がどの程度実質的なものであったかは検討に値する。さらに、不干渉の政策は第一次世界大戦後再び逆転する。

一九一九年モンタギュー・チェルムスフォード報告による改革によつて、地方選挙で選出された議員が過半数を占め、地方独自の所轄事項を定める議会が設置された。寺院管理についての権限も地方議会の管轄へと移った。これを受けて一九二〇年にマドラス州の政権を握った正義党は、寺院政策の中央集権化方針を押し進め、同政権によつて一九二六年ヒンドゥー宗教寄進委員会（Board of Hindu Religious Endowments 以下 H R E 委員会と略す）が設置される（Act I of 1926）。若干の修正がなされた後一九二七年に新たな法が制定された（Act II of 1927）。

しかし、この時点で完全な中央集権化が確立したのではない。その主要な理由の一つは地区ごとに設置された寺院委員会の存在であり、もう一つの理由は法規制の対象とならない寺院の存在である。当初は管理についての問題が生じると、

選挙で選ばれる地方の名士からなる寺院委員会がその規制にあたった。当時寺院委員会を通してしかHRE委員会の意向は実現することはなかった。しかし、一九三五年には寺院に通告して執行官 (Executive Officer) を直接派遣し、寺院の管理人の代わりに管轄できるように改正される (Act XII of 1935)。ついでして寺院委員会は実質的に無力となり、一九四四年に委員会そのものが廃棄されることが決まる (Act X of 1946)。代わりに副長官 (Assistant Commissioner) が関わることになる。また従来は原則として管理人が世襲の場合、あるいは寺院の創設者の意向によって管理人が決められている場合、それは私設の寺院とみなされ政府が干渉することはなかったが、この取り決めも除かれる。他方、HRE委員会は政治的には完全な中立は守ることはできなかった。つまりそれはときの政府の方針に左右された。人事も政府支持者が多数を占めた。とくに地方寺院の管理者に与党支持者を任命する傾向が認められた。

独立後一九五一年に制定された法律 (Act XIX of 1951) では、HRE委員会は政府の課となって、ヒンドゥー宗教・慈善寄進課 (Department of Hindu Religious and Charitable Endowment) (以下HRC課と略す) として大臣の管轄にはいる。この結果、政府の意向から独立して機能することがますます困難になった。廃止された寺院委員会の代わりには地域委員会 (Area Committee) が設置された。しかし、その成員はHRC課が任命権をもつ。したがって、独立した自治

権を与えられたのではなく、中央からの管理の延長、悪く言えば、手先にすぎなかった。また、必要ならば役員は司祭しか入ることができない内陣にも入る権限を与えられた。こうして寺院管理の中央集権化が強まった。しかし、この法律は後に見るようにチダンバラムのナタラージャ寺院との係争において違憲と判決されることになる。

三 ナタラージャ寺院 (注9)

チダンバラム Chidambaram は、タミルナドゥの州都であるマドラスより南に二四五キロほど下ったところにある。その人口は、一九八一年の国勢調査によるとおよそ五万六千人である。シヴァ神を祀るナタラージャ Nataraja (nataraja) 寺院は一〇世紀から一三世紀にかけて現在ある主要な建物が建造された。そして、その後も度重なる修復と新たな建物が追加され今日に至っている。

ナタラージャ寺院の司祭たちはディークシタル Dikshitar (dikshitar) と呼ばれる。一九八八年当時ディークシタルの世帯数は一九六、人口は六八六人の小さな集団であった。ここで重要なのは彼らはたんに宗教職能者というだけではなく、寺院を共有財産として集合的に管理している、ということである。

寺院の運営はポドゥ pou・ディークシタルという執行機関

が行う。既婚のデイクシタル男子すべてがこのメンバーである。一〇日間に一度例会を開き様々なことがらを議論する。会合にあたってはまず、ひとつの世帯から数人の既婚男子が参加することもある。ポドウ・デイクシタルには上部機関として九人の成員からなる委員会がある。彼らの任期は、四月一日より翌年の三月三十一日までである。委員長は特に対外的にはデイクシタルの代表者としての役割を果たすが、デイクシタルというコミュニティ内部ではリーダーでも長でもない。彼らの主張に従えば、デイクシタルのリーダーはシヴァ神自身なのである。この委員会が寺院の管理・維持に直接関わる。たとえば、当番司祭がきちんと義務を果たさない場合は、事情を聴いたうえで一九世紀末に作成された内規集に則った罰金を徴収する。

一九八八年当時、既婚の男子は二六五人であった。早く結婚したのから順に名前が書かれている名簿が保管されている。その順に二〇人ずつ一つのチームをつくる。彼らの名をムライカール *mujai-karar* という。ムライカールは二〇日間（この期間をヴァットム *vaitam* という）境内にある五つの寺院で司祭として働くことになる。このため、二〇人はさらに五つに分かれ四人ごとの班をつくる。一班が一つの寺院を四日間責任をもってことにあたる。一人ずつが順番に礼拝担当の司祭となり、他の三人がアシスタントを務める。四日が過ぎて、同じ場所での司祭当番が一巡すると、別の寺院へと移る。こうして五つの寺院を班ごとに回ると一つのヴァッタ

ムが終了するのである。

ナタラージャ寺院は、一〇世紀以降時の王から保護を受けて発展した。そして、他の寺院と同じように王たちから寄進された土地が寺院の経済的な基盤となっていたと考えられる。しかし、時代が下るにつれて寄進されていたはずの土地の経済的意義も失われていく。その経過について詳しいことは不明であるが、すくなくとも一九世紀後半には、この寺院には土地がわずかしか存在しないとみなされていたようである。代わりに重要な役割を果たすのが特定のパトロロン（カタライダール *Katāraida*）との契約である。

さて、ナタラージャ寺院では、パトロロン（カタライダール）がデイクシタル（カタタライキッタラ *Katātara*、デイクシタル）を通じて、特定の儀礼を経済的に援助するという形がおそくとも一九世紀には定着する。ここでのパトロロンたちは儀礼のパトロロンであって、寺院そのものを管理するのではない。管理はあくまでデイクシタルたちに任されている。

パトロロンの種類は三つに分かれる。第一に、日々六回ある礼拝を経済的に支援するパトロロンがいる。彼らのことをポドウ・カタタライダール（共通のパトロロン）あるいはコーイル *Kōvil*、カタタライダール（寺院のパトロロン）と呼ぶ。これらは、過去に預金した利息で礼拝に必要な費用をまかなう。

第二に、特定の祭祀のパトロロンがいる。ナタラージャ寺院では、数日間続くような大きな祭りだけではなく、毎月ある新月の時の祭りも含め聖者の生誕を祝う祭りなどが毎週のよ

うに行われる。これらも含めて祭りはすべてパトロンたちの援助で執行が可能となる。祭りのパトロンは代々決まっているため、新たにこの種のパトロンになるのは難しい。そして、パトロンたちには特定のデイクシタルがついている。大きな祭りの基本儀礼を執行するのはアーチャーリヤ *acharya* だが、それに含まれる小さな儀礼やアーチャーリヤがまったく関与しない祭りでは、カッタライ・デイクシタルが司祭として儀礼を執行する。これは当番制ではなく、代々特定のデイクシタルの家に継承される権利である。

礼拝や儀礼の数には限りがあるため、すべてのデイクシタルがなんらかの儀礼のカッタライ・デイクシタルであるというわけにはいかない。また代々継承されると、息子が二人いた場合、両者の間でなんらかの調整をしなければならぬ。担当する儀礼が多くあれば、それを均等に配分することもあるし、一つだけならば、隔年でそのカッタライ・デイクシタルとなることもある。

同じことはカッタライダールの方にも妥当する。二つ以上の儀礼のパトロンであるならばそれを息子たちの間で分ければいいが、ひとつの場合は隔年で資金援助をするか、あるいは資金を折半するといった調整をするのである。

最後に特定の儀礼に関係しないがパトロンと呼ばれる人が存在する。彼らは一人(まれに複数)のデイクシタルにカッタライ・デイクシタルとなつてもらい、アルチャナー *arcana* (バナナやココヤシの実からなる供物)を供えるなど

私的な儀礼活動を執行してもらう。そして、このような関係が、世代を越えて継承されるということが生じる。その関係は、祭祀や礼拝といった寺院の公的な活動に関係しないという意味で、私的なものである。その典型的なものは、毎月パトロンの誕生日に対応する日に、カッタライ・デイクシタルがナタラージャにパトロンの名前前でアルチャナーを供え、そのおさがり(プ拉萨ター *prasada*)をパトロンに送るという一種の年期契約である。このようなパトロンを一〇〇〇人近く抱えているデイクシタルもいる。

もしこのようなパトロンが大がかりな儀礼をしようと思うなら、やはり同じカッタライ・デイクシタルに頼む。アルチャナと異なり、大規模な儀礼ではカッタライ・デイクシタルが儀礼の準備をするだけで、儀礼を実際に執行するのは当日の当番司祭である。これに、ソーリヤー・ブラーマン *Coliya Brahman* や呪文を唱える十数名のデイクシタルが参加する。

人々は友人たちを通じて特定のデイクシタルを紹介してもらう場合もあるが、数の上では寺院で知り合つて、一年間の費用約一〇〇ルピーを払うことが多い。一ヶ月で一〇〇人近いパトロンを新たに獲得する場合もある。しかし、このようにして得たパトロンとの関係は永続しない。とくに遠くからきた巡礼者の場合、二年目の費用を送らずに、一年で関係が自然消滅する傾向にある。この種の私的なパトロンはデイクシタル個人のものというよりも世帯の共有財産であ

る。したがって、世帯が分裂すると、祭りのパトロンと同じように、パトロンたちを男子の間で均等に分割する。多くのパトロンを保持していくためには、毎日のように寺院に行つてアルチャナーを供えなければならぬ。また新たなパトロンを獲得するためにはオークションなどで特定の寺院のアルチャナ当番となるのが有利である。そのような場所で年間契約を結ぶような参拝者を見つけるのである。

パトロンとカッタライ・デイクシタルとの間には、契約以上の人間関係が形成されることがある。例えば、パトロンはカッタライ・デイクシタルの家で家庭祭祀がある場合には祝賀金を特別に与える。また両者は相互に信頼のおける相談相手となることもある。

デイクシタルは世帯毎にパトロンの獲得をめぐる競争関係にあるといえよう。数が多くなればそれだけ収入も安定するからである。しかし、筆者の知るかぎり、最近パトロンをめぐるデイクシタルたちの中で大きな対立が生じたという話は聞かない。

四 一九世紀における寺院運営の明文化

一九世紀における寺院管理の法制化にとまなう主要な変化は寺院側で自己管理の規則が明文化されたことである。というのも、宗教寄進をめぐる法律が適用される条件の一つは、

寺院の運営がきちんとなされていない場合であった。したがって、チダンバラムの司祭たちはすでに存在していた運営規則を明文化し、また必要ならそれを修正、新たな規則を付加する形で運営規則を整えることにとめた。この結果、後の係争において当寺院がきわめて民主的合理的な運営を行っていると判断され、管理が腐敗し、司祭たちが私腹を肥やしているといった外部からの批判を否定することができたのである。

たとえば一九五一年一月一三日の判決 (Writ Petitions Nos. 379 and 380 of 1951, *The Madras Law Journal Reports*, *Marimuthu Dikshitar v. The State of Madras*) では次のような文章が認められる。

かれら(司祭たち)は一八四九年という早い時期に寺院管理やとくに寶石などの財産の保持についての内規を作成している。そしてその複写されたものが裁判手続きで証拠物件として申請されている(1952 MLJ 598)(注10)。

寺院に管理不届きの警告を出すことは、一八四九年にその宗派(デノミネーション(denomination))が作成した規則で確立した: デイクシタル司祭たちの管理体制を完全に撤廃することになる。: この内規はデイクシタル執行部が管理する寺院のあらゆる事柄に通じている。一世紀以上昔に寺院管理をより効率よくするためにこのような詳細な規則を作ろうとしたということは本当に驚くべ

キョウジツである (1952 MLJ 601)。

その意味で彼らの試みは成功したといえよう。規則の制定は一八四九年と一八九四年の二度なされている。本報告ではこれらの運営規則を分析し、また比較を行う。

ここで考察するのはシュリー・サバーナーヤカル・コーイル・シャッタム Sri Sabhā Nayakar Koyil caitam と呼ばれる一八四九年と一八九四年に制定された内規集で、サバーナーヤカルとはナタラージャの別名で文字どおりサバーナーヤカル寺院内規集ということになる。いうまでもなく、こうした規則が今日でもそのまま、なんの変更もなく使用されているとは思わないが、これらに代わる内規集があらためて編纂されたわけではない。原則として一八四九年のものが一八九四年に大幅に修正され、その後、一八九四年のものに部分的な改編が加わってきた、と考えるのが妥当と思われる (注11)。

一八四九年以前に明文化したものがあつたのか、はつきりしたことは分からないが、一九世紀の植民地支配、司法制度の確立などが寺院の側にこうした動きを促したことは間違いない。広い意味で、カーストに生じたカースト起源神話などの明文化と対応する動きとも言える。

まず一八四九年の内規集を取りあげよう。これは全部で四三の条項 (三七頁) からなる。あえてまとめるとすると、これら四三条は大きく三つの領域にまとめることができる。それは政治、経済、儀礼の三領域である。

政治には最高決議機関としての総会についての条項が中心となる。経済には共有財産 (動産と不動産) の運営、個人的な寄贈物の処分などが含まれる。儀礼では儀礼の執行、司祭の資格、司祭以外の雇用者についての規則が中心となる。本章ではいちいち触れていないが、こうした規則の違反者については細かな罰金 (アパラダム aparādam) の規定がある。たとえば、二三項には「各々の寺院の当番司祭たちやその他のデイークシタルたちはパトロンやVIPが支援する神々への灌頂 (アビシェーカ abhisheka) の供物 (ナイヴェーディア naivedya) に使用される品物を正しく使用しなければならぬ。これを盗むなどして守らない場合は、一人六ルピーまでの罰金を徴収する」と記述されている。四二項目の一〇人ごとの集団に分かれる、という規定のみやや不自然であり、今日そうした事実はない。以下、簡単に各条項の内容を列挙する。括弧内は条項の番号である。

一八四九年の内規

司祭の総会 (ポドゥヴァール pouvar) の開催、議事進行などをめぐる規則 (1—6)

どこで開かれるか、だれが総会の開催を決めるか、総会に遅刻したときの罰金、これに除外される司祭 (障害者、病人、不浄にある司祭など)、デイークシタルではない進歩 (ポドゥマニタン poumanitan) の必要性、全員一致の原則について。

寺院にかかわることがらを許可なく政府の役人にもらした人物への罰則(7)

書類を隠蔽・破棄した人物への罰則(8)

供物・共有財産の運営法(競りにかける)(9)

大祭での供物は当番司祭が競りて売り払う、他の祭りの場合について、寺院が所有するなどの庭園がどの社寺の経済的な支援をするか、庭園や小さな寺院は競りによって貸し出されるが、この借入者のデイクシタルをクツタカイカーラル kutakkaikkar という(司祭とは別)。借入金を支払い方法について。

宝石の管理や寄贈の処理(10、14)

当番司祭の交代時の取り決め、宝庫の管理、宝石泥棒への対処、外部の役人などに会う場合の代表者(デイクシタル以外五十九人)について、宝石などの財産目録、宝石を盗んだ司祭(追放された司祭)への罰則、追放された司祭の子どもたちとの結婚について(禁止および制限)、宝石以外の寺院財産を盗んだ場合の罰則、デイクシタル以外の雇用人たちが盗んだ場合、弁償の手続き(宝石の価値の決め方、当番司祭の責任)、容疑者への態度、宝石の寄贈の場合。

宝石以外のものの分配について(15)

分配をめぐる紛争の調停について(16)

祭りの経費を管理する人物(マニヤマンヤ maniyam)の選定

(17)

祭りの中心司祭アーチャーリヤの選定(18)

当番司祭の交替をめぐる(19)

当番司祭の義務と権利(20)

四つの寺院(バーンデイヤナーヤカル寺院はこの当時なかった)での当番司祭の儀礼執行の時刻、供物の調達、供物への権利、一つの寺院における当番司祭四人の間での分業について。

VIPからの贈り物をめぐって(21)

五ルビーまで当番司祭が受け取り、あまりは総会へ。これを守らなかつたときの罰金規定、VIPのための儀礼の手続き。

未婚と既婚司祭の相違(22)

各寺院での供えものの分配(23、25)

デイクシタル以外の寺院での雇用人間の分配率。

各社寺での当番司祭の活動(26、29、30)

当番の順番、交替の手続き、当番司祭の代理、VIPの子どもたちの名付けの儀礼での賽銭その他の供物の分配、儀礼の際にデーヴァダーシ(寺院付き踊り子)が寺院に払う布施、デーヴァダーシにすべきではないこと、当番司祭の年齢制限、当番司祭の外出後の水浴。

パトロン(Paritran)の信託財産を管理する手伝い(バリサーラン

paritran)の義務(27、32)

VIPの取り扱い(28)

手伝い(ティルマンジャナム tirumanchanam)とティルター

マライ *urutamalai* という名の手伝い、儀礼に関わる雑用) について (31)

カッティヤム *Kattiyam* (メッセンジヤー) の義務 (33)

巡行などに立ち会う、祭りの期日を役人に知らせるなど。

ソーリヤー・ブラーマンの義務 (34)

盗みを犯した司祭の葬式 (35)

ポドゥマニダン (集会などの進行係、書記) の義務 (36)

寺院の祭具の管理。

宝庫の管理 (36、37)

パトロンの代理人 (38)

賛歌を歌う人 (オードゥヴァール *ouvar*) の義務 (39)

花屋の義務 (40)

警備員の義務 (41)

VIP を寺院に迎える態度 (42)

デイクシタルを一人の集団に分け、代表を決める (42)。

賭博の禁止 (43)

現代ととくに異なるのは、当番司祭は四つの寺院のみに関わっていたこと、ソーリヤー・ブラーマンは六人いたことである。この文書はとくに役人に見せるためのものではなかったようである。後の係争においてもこの内規集は参照されていない。

一八九四年の内規集は五九頁、八章三六二条からなる。一

八四九年の内規集が四三条であったことを考慮すると、単純に計算すれば、九倍近くに増えたことになる。この理由はマドラス州における一八六三年のヒンドゥー教寄進法の制定と、後述する一八八〇年代に生じたデイクシタルたちの党派抗争による殺傷事件、夏の大祭のとりやめ、それに続く訴訟の動きであったことは想像に難くない。

以下では一八九四年の内規集の内容を紹介する。

一八九四年の内規

第一章

総会 (マハーサバー *mahasabai*) の手続き (1—17)

会合の場所、総会の招集手続き、総会への出欠、欠席者の召集、決議について、委員会 (アローサーナイ・サバ *alocanai sabai*) の設置、マニヤムの選定、総会での態度。

代表者 (ポドゥピラティニティカル *poduppiratinikal*) の義務 (18—40)

代表者たちの義務、資金運営、訴訟問題での資金調達、代表者たちの資格、選定、不適格な代表者の罷免。さまざまな会合について (41—43)

第二章

進行係について (44)

書類の保管について (45)

当番司祭の義務と権利 (46—67)

鍵の保管 (68—72、114)

当番司祭の年齢制限 (73)

宝石、その他の共有財産の管理 (74—97)

第三章

礼拝に使用した花、聖灰などの分配の取り決め (98—108)

灌頂について (109—110)

寺社の礼拝について (111)

聖灰や供えもののお下がり (プラサーダ) の信者への分配

法 (112)

警備員の選定 (113)

新しい司祭について (115—117)

パトロンが寄贈した品物の管理と使用法 (118—121)

プラサーダの分配 (122—123)

パトロンの代理人について (124)

共有財産の管理 (125—128)

礼拝の時刻 (129—139)

第四章

マニヤムの選定、義務 (140—146)

パトロンとの関係 (147—155)

儀礼・大祭の式次第 (156—179)

アーチャーリヤ (祭りの代表司祭) の義務 (180—194)

第五章

社寺などの運営、借用地の義務 (195—201)

私的な儀礼の布施・寄贈について (202—247)

第六章

ティルマンジャナム、ティルッターマライなどの手伝いや

パトロンの代理人の義務 (248—253、264—269)

供えものの用意、料理人の義務 (254—263)

警備員について (270、274—280)

カッティヤムについて (271—273)

松明を持つ人について (281)

第七章

宝石や祭具の引継・盗難・弁償について (282—289)

盗難で追放されたディークシタルについて (290—301、304—

306)

VIPによる宝石の寄贈や供物の処分 (302—303)

病気などで分配の権利を譲渡する場合 (307—309)

司祭の資格 (310—314)

ソーリヤー・ブラーマンの義務 (315)

アーチャーリヤの義務 (316)

賛歌を歌う人の義務と権利 (317—318)

花屋の義務と選定 (319—320)

名付けなどの私的な儀礼 (321—322)

パトロンの代理人と祭りについて (323—326)

第八章

参拝者への態度 (328—329)

寺院内での遊戯・盗難などの禁止 (330—333)

死体の処理 (334)

庭園の花などの使用法 (335—339)

パトロンの支援 (340—341)

未婚のデイクシタルについて (342)

儀礼をめぐる作法、義務、権利 (343—355)

代理人の義務 (356—361)

建築物の修理 (362)

一八四九年の内規集との主要な相違は九名からなる代表者である。これは今日でも認められるものであるが、任期は今では三カ月ではなく一年になっている。ある規則について一八四九年の内規集に記載がなく一八九四年の内規集に記載があるからといって、一八四九年にそれについてまったく取り決めがなかった、とは断定できない。記述への意志がより強くなり細部への関心が増えた、ということかもしれないが、記述を通じていままで不確かだったもの、変更可能だったものが固定されていた、ということは確かであろう。

五 一九世紀後半における司祭間での係争

つぎに一八八〇年代に生じた一連の係争記録について考察する。発端は司祭間の対立から生じた一八八二年の傷害事件である。直接の問題は傷害だが、その背景には寺院の管理をめぐる根深い対立があった。また寺院の修復が対立集団の一

方によって組織的に妨害されるという事件が生じた。さらに寺院の宝石などが盗まれるという事件が生じる。これをめぐって一八八七年と一八八八年に訴訟が起こされた。本章では、こうした管理者同士の対立が、一方で寺院の自治を主張しながら、結果として司法による寺院管理の介入を招くことになる、という過程を考察することにした。中心となる資料は地方裁判所の判決文 (四四頁) と提出資料 (二六—二頁)、高等裁判所の控訴に対する判決 (一〇頁) で、すべて英語で書かれている。

経過

一八七七年ころ

ナートトウツコッタイ・チエッテイヤールの人々の間にチダンバラムの大修復の話が持ち上がり、一八八一年夏に富裕なチダンバラム・チエッテイが寺院の修復責任者を申し出る。

一八八二年

ガネーシャの小祠を解体するための儀礼執行日を決めたが、これは日が悪いといって一部のデイクシタルに拒否される。会合がもたれたが、決議は全員一致でのみ有効か、多数決で有効かで紛糾する。当時行われていた供物の権利をめぐる競りも途絶えた。

一八八二年七月二八日

少数派が傷害事件を起こす。また少数派は競りを復活

させるどうかの総会開催を阻止する (Calendar Case No. 21 of 1882)。しかし、このころ資金不足から一日間のみ競りを復活させることになる。多数派はそのまま競りを続けようと画策した。

一八八四年六月二十四日

傷害事件の判決。

一八八五年

少数派が修復を差し止める訴訟をするが敗訴する (OS16 of 1885)。控訴審でも同じ判決。

一八八六年七月二十九日

少数派が主要な社寺を閉鎖。七月四日に同意書が交わされ、開放される。この結果主要な社寺では当番制が廃止された。多数派によると、この同意書は強制的につくられたもので無効である。

一八八七年三月三〇日

多数派が South Arcot の地方裁判所に少数派を訴訟 (OS No. 7 of 1887)。

一八八八年四月四日

被告敗訴の判決。

一八八八年七月二十五日

マドラス高等裁判所に被告側控訴 (No. 108 of 1888)

一八八八年九月二十六日

マドラス高等裁判所に原告側控訴 (No. 159 of 1888)

一八八九年三月一七日

上記二通の控訴に対するマドラス高等裁判所の判決

つぎに判決について詳しく見てみよう。まず South Arcot の地方裁判所での訴訟 (OS No. 7 of 1887) を取り上げる。訴状の日付は一八八七年三月三〇日で原告はガナパディ他六人 (すべてデイクシタル) の多数派、被告はナデーシヤ他七人 (すべてデイクシタル) の少数派である。

訴状には以下のような内容が書かれている。

被告は寺院の各社寺で供物などの権利を得る競りを妨害した。この問題がこじれてそのうちの一人が一八八二年に殺傷事件を起こした。競りの妨害のためいくつかの重要な祭りが行われなかった。山車の巡行も行われなかったが、これは山車の修復代を捻出できなかったから。毎日行われる六回の礼拝も妨害されている。パトロンの支援も妨害された。祭りの時に使用する銀の乗り物や宝石などが使えない。寺院の修復が妨害されている。一八八六年七月二十九日から始まる夏の大祭が妨害された。宝庫の鍵を独り占めにした。そして多くの宝石が消えてしまった。被告は速やかにこれらの宝石を返却し、寺院における正常な宗教活動の復帰に協力すべきである。また彼らから司祭と管理者としての資格を剥奪すべきである。

一八八七年七月二十九日に被告側の陳述がなされたが、こ

で三人はまったく関係していないと陳述している。そして反対に、彼らは「はたしてこの寺院にたいし一八六三年の法律が適用されるかどうか。」と問うている。またその他の論点として以下のような指摘がなされている。

宝石などのリストはない。派閥抗争が生じたのは多数派が寺院の修復を強行しようとしたからである。この資金援助はチダンバラム・チエッテイで、彼はこの寺院を乗っ取ろうとした。競りは古代からあったのではなく、一八四〇年代陳述ではおよそ三〇年前と表現されているにこうした慣習が確立した「すでに一八四九年の内規集には競りの規則が記載されている」。それまでは当番司祭がすべて自分たちのものにしてきた。この発端は一八八一年に原告の一人の兄がある規則を破ったが、一ルビーの罰金を払わなかった。これがこじれて競りも行われなかった。そして、競りが導入される以前の状態に戻った。これについて被告はなにも悪いことをしていない。一八八二年の殺傷事件にも関係していない。祭りの妨害や山車の修復についての非難も根拠のないものである。日々の礼拝はきちんと行われている。鍵をしめて祭りを妨害したというのも、自分たちの身に危険が生じたためである。宝庫の鍵や宝石の盗難も根拠のない嫌疑である。

一八八八年四月四日に地方裁判所で判決が言い渡された。

それは原告の主張を認める判決で、原告が勝訴した。その内容は以下のとおりである。

被告五名の管理人としての資格は一時的に停止する。他の三人への訴訟は却下。宝石などの損害については被告に賠償を命じた。

ここで重要なのは前述の一八六三年の法律が適用されるかどうか、という点にある。判決によると、一八六三年の法律は、寺院を二つに分類しており、一つは政府が地方の寺院委員会をもって管理にあたらせる寺院、もう一つはこうした介入が認められない寺院である。ただし、後者に対しても訴訟が可能で、裁判を通じて管理者を排除できる。つまり、植民地政府による不干渉の原則にもかかわらず、司法はこうした問題に関わることに躊躇していなかった。不干渉とは、管理について直接手を出すかどうかの問題であった。

一八九〇年三月一七日にマドラス高等裁判所で、上記二件の控訴に対する判決が下された。基本的に地方裁判所での判決を支持するが、司祭と管理人の権利の剥奪は弁償の支払いをもって停止する、というものであった。前節で見た一八九四年の内規改訂が、ここで紹介したデイークシタル司祭集団内部の対立と一連の判決の影響を受けていることは間違いないからう。

以上、一八八〇年代の訴訟から明らかなのは、寺院の派

闘抗争、チェツティヤール（パトロン）の関わり、競りの歴史などであるが、より一般的なことはこうした派閥の問題は司法の判断にゆだねられ、また寺院の問題は司法の裁きの対象となるという視点が確立していたということである。ナタラージャ寺院をめぐる係争では司祭間の諍いだけでなく法の適用の妥当性が問われているが、直接的な政府と寺院の対立にはなっていない。これは、他の寺院の訴訟例と基本的に同じである（注12）。

六 二〇世紀前半における州政府との対立

(一九三〇—一九五一)

ナタラージャ寺院と政府（マドラス州そしてタミルナード州）との対立は一九三〇年代に遡る。簡単にその展開を紹介すると、一九二六年に宗教寄進法が制定されると、ナタラージャ寺院はこの法律の適用免除の嘆願書を知事に送り、寺院の側の主張が条件付きではあるが受け入れられる。その後、一九三〇年にデイクシタルたちの寺院管理に不満を持つ人びとがHRE委員会に働きかけ、委員会は改革案を作成するが技術的な理由で実効にはいたらなかった。同委員会は一九三二年に再度これを取りあげ、一九三三年に改革案を作り直し実行に移した。デイクシタルはこれを不服として地方裁判所に訴え、裁判所は一九三六年の判決で委員会が作成した

改革案を修正した。司祭たちはこれにたいしマドラスの高等裁判所に控訴する。一九三九年の判決によると、高等裁判所は大筋では地方裁判所の判決に同意するが、改革案の一部見直しが命じられる。この裁判の過程で一九二六年に獲得した免除は無効となった。

この時点での改革案の要点を一部紹介すると、以下の通りである。信託管理権は司祭たちの正式な決議機関であるポドゥ・デイクシタルにある。実際の管理は九人から成る委員会によって行われる。九人のうち六人は選挙で、三人は当番制などで選出される。管理委員会はHRE委員会の認可を受けて管理人を雇うこと、養錢箱を備え、寺院で行われる供物や儀礼の手数料を明示すること、帳簿をつけること、その監査役として信者の中から名誉管理人を選出すること、宝石類の目録を作成しHRE委員会に提出することなどである。

その後、一九四六年にも新たな改革案が作成されるが放棄される。しかし、四七年のインド独立後、一九五〇年、告知に向けて手続きが開始され、HRE委員会は一九五一年八月二八日付で執行官を任命した。これを不服とする寺院側が訴訟した。そこでは、一九三六年に地方裁判所が認めた改革案が遵守されていないということが問題となった。しかし、この係争中に新たな法律（Act XX of 1951）が制定されたために、実際にはこの法律の妥当性が問われることになった。マドラスの高等裁判所が下した同年一月一三日の判決によると、デイクシタルたちの生活は寺院における宗教活動から

受ける収入に全面的に依拠しており、この点で彼らを信託財産（この場合は寺院）から利益を得ないことを原則とする信託管理人とみなすことはできない。争点は次のように語られている。

インド国家の市民たるデイクシタルたちは個人の財産権が保証されている。したがって問題はH R E委員会による告知は、こうした権利を彼らから奪うことにならないであろうか、またそのような告知は彼らが財産を獲得したり、保持したり、さらには処分するという権利にならないかの制限を加えるものとはならないであろうか、ということになる。

判決によると、執行官の任命は、憲法で保証されているデイクシタルの財産権を脅かすことになる。

さらに判決はデイクシタルたちを閉鎖的な宗教集団(denomination)とみなし、執行官の任命は宗教に関することから執行する権利を脅かすものとみなす(第四節参照)。そもそも執行官の任命はなんらかの管理上の不始末が生じたときになされるものであり、裁判所はナタラージャ寺院にそうした不始末があったという立場を否定する。そこから一九三九年の改革案そのものを疑問に付し、デイクシタルの側がこれに従わなかったことを弁護している。

判決文から明らかなのは、ナタラージャ寺院の特殊性が十

分に考慮されているという点である。それらは、同じ規模の他の寺院と比べると、司祭が管理を任されていること、経済的な援助は外からなされるが、パトロンは直接寺院の管理に関与しないこと、ナタラージャ寺院にとって土地は財政的にはとるに足らないものであり、それについての厳密な管理が必要ではないこと、寺院の運営については過去の実態はどうであれ、きちんとした内規集が一世紀も前に編まれており、寺院の共有財産や運営についての不始末を回避する努力が認められることなどである。

このように、一九五一年の判決は、執行官の権限が憲法の保証している個人の財産権や信教の自由を脅かすものとし、ひるがえって当時の法律の一部を違憲とみなした。しかし、州政府は一九五九年に新たな法を制定し、ナタラージャ寺院との係争は以下に触れるように今なお続いている。

七 最近の動き

最初に紹介するのは当番権の剥奪をめぐる訴訟である。一八五八年に寺院の金が盗まれた。このため司祭たち自身による見張りの当番制が導入された。しかし、これに同意しなかった司祭がいた。彼は罰金を払うように命じられたがこれを無視した。このため彼の祭祀の当番権が停止となった。これを不服として告訴がなされたのである。

判決はチダンバラムの地方裁判所で一九五九年に (OS No. 112 of 1959)、カダロールの控訴専門裁判所で一九六一年に (AS No. 216 of 1961)、xuduにマドラスの最高裁判所では一九六七年に判決が出ている。

判決によると見張りの当番制導入の決定は正しい手続きを踏んでおらず、その決定は無効になる。寺院の内規をめぐり争いに司法が介入できるかどうか争点となる。これについてはできるという判決がおりた。これは一人の司祭と司祭集団という寺院内部の問題であるが、法の実効範囲が同時に問われている。こうした法手続上の問題はすでに一九世紀において認められた争点のひとつである。

つぎに紹介するのは州政府と寺院との対立で、やはり管理をめぐって係争が起きている。ここではその経過のみを紹介する。

一九七四年二月二九日

以前と同じように、政府はチダンバラム寺院に改革通達を出す。しかし、これは寺院側に無視される。

一九八〇年四月一四日

再び改革通達。四月二四日に寺院側が応答する。

同年一〇月二七日

三度改革通達。一〇月三一日に寺院側が応答する。

一九八一年一月三二日

名誉審査委員任命の通達 (RC 55342/80/H4)。寺院の調

査が命じられる。これを不服として寺院側は告訴する (WP No.616 of 1981)。これは八二年の一月二〇日に寺院側に有利な判決が出る。

一九八一年四月二日

ある司祭が寺院の管理の不備について告発。

同年五月一日

別の司祭からの寺院の財産についての告発がある。

同年六月一日

住民からの告発が続く。

同年六月二日

これらの告発を受ける形でHRCCE課が不備な点を列

挙して、明らかにするようにと通達を出す。

同年一〇月八日

信者の告発がある。

一九八二年三月九日

五人の司祭による内部告発がある。

同年四月八日

初めてHRCCE課への寺院側の返答。

同年七月二〇日

これを不服としてにHRCCE課の通達がなされ (RC No.5275A/B-6)、執行官を任命。

同年七月二二日

これを不服とする寺院が告訴 (WP No. 5638 of 1982)。

一九八三年八月八日

執行官の任命を無効とする判決が下る。

その後、一九八七年七月二五日にH R C E課の通達 (PrO 52754/82/L.1) がなされ、執行官を任命。再度、これを受け形で寺院側が八月一〇日に告訴する (WP No. 7843 of 1987)。一月七日H R C E課側の反論陳述がなされた。この係争はまだ継続中であるが、これまでの事例から政府側が敗訴するのは明らかであろう。

八 すすむ「世俗化」

過去はいざしらずチダンバラムのシヴァ寺院の評判はよい。その理由は皮肉にもこの寺院がタミルナードゥ州の主要な寺院の中で唯一州政府の介入を拒否することに成功した寺院だからである。現在では司祭間の党派的な対立もまた、それにつけこんだ地域社会の権力闘争も認められない。そこには政治的思惑に左右されない、より純粋な宗教世界—信仰の世界—が実現されているのである。

政府の大義名分とは、寺院の経済状態は地域の有力者たちの権力闘争や身内のいざござから混乱し、腐敗の極地となっているため、これに法的な秩序を導入する必要があるということである。ここで政府は慣習に密接に結びついていた正法

(ダルマ dhama) を維持する王に自らをたとえていると解釈することが出来る。寺院の所有する土地は儀礼などの執行のためにときの権力者によって寄進されたものだから、寄進者の意志を尊重し、本来の目的にそって使用するよう管理する必要がある。しかし、現実にはそのような形で使用されてはならず、管理者は私腹を肥している。また司祭たちは誠実ではなく、金を信者からせびることに専心している。宗教の専門家である司祭たちは儀礼についてはまったく無知である。寺院の管理を是正すれば、経営状態も好転する。またその一部を司祭の教育に使用して司祭の能力向上に役立てることも可能である。そうすれば、伝統の回復すなわちヒンドゥー教の発展にもつながる。以上が政府の言い分である。

はたして、南インドで実際に生じたのは寺院の国有化あるいは管理の中央集権化ともいえる状態である。政教分離が原則として掲げられながら、宗教的側面も管理下におかれ政治化が進んだ。半世紀前には、寺院に入ることさえ許されなかつた不可触民が管理人として政府に任命されるという事態も生じた。これは与党が不可触民の票を集めるための人気取りである。政治家自身がかを寺院に寄進しているわけではないし、また信仰心が深いとはかぎらない。大臣級の政治家なら庶民の宗教感情を無視してシャツを脱がなくてもよい、靴を脱がなくてもよい、ということが起こる。また寄進の一部を他の寺院の運営や修復、司祭の教育目的に使用するということ、たとえばそのような理想にそって使用されたとして

も寄進本来の目的を重視するという宗教・慈善寄進法の立場と矛盾することになる。実際、政府による上からの改善は結局一般民衆の支持を得られたとはいえない。政治家や官僚は正法を保持する王とも神に帰依する信者（バクタ Dhakṭa）とも認められず、寺院の側との対立を深めていく。

さらに、政府の政策は寺院側の訴訟という形で抵抗を受け、思うようにことは運んでいない。ナタラージャ寺院の事例からも分かるように、司法は独立後、過去の伝統を重視し、憲法で保証されている私有財産権や宗教の自由を脅かすものとして州政府の寺院政策を批判する。H R C E 課（およびその前身としての H R E 委員会）の本来の意義は寺院の管理をめぐる地方での対立の調停であった。しかし、実際には H R C E 課と寺院との対立を司法が調停するという図式が浮かび上がってきた。ただし、ここでも単純に行政府の介入に果敢に抵抗する寺院という図式を描くわけにはいかない。一九七〇年代の訴訟に認められるように、司祭の中にも内部告発をしたり、また地域住民による告発も生じているからだ。そしてなによりも見逃してはならないのは行政府から独立している司法の動きである。司法は寺院の主張を原則として支持する傾向があるが、それはあくまで近代的な精神に基づく法解釈の結果であって、神学的な思索からではない。ここでは神学は本質的に世俗的な近代法に従属し、神話的現実を括弧にくぐられ後者の言葉で語り直されている。寺院にとつても法的な庇護が必要であるということは、寺院の世俗化が進んだと

解釈できるのではなからうか。すくなくとも、司法はナタラージャ寺院をめぐる訴訟においては独立後一貫して寺院の主張を支持しているように見える。しかし、それは広い意味で司法の網の目に絡みとられていく「世俗化」のプロセスでもある。こうして今日のヒンドゥー寺院は正法とも信心（バクティ bhakti）とも関係のない近代法の世界でその生存をかける戦いを強いられているのである。

九 明文化される集団アイデンティティ

寺院管理に関わる法律は一九世紀初頭に制定され、たぶんこれに対する反応という形で一八四九年に最初の内規集がデイクシタルたちによって書き記された。さらに、内部抗争の時期を経た一八九四年には新しい内規集が作成された。こうした寺院側の動きは司法の視点をデイクシタルみずからが採り入れ、明文化しようとする動きである。そこで司祭とその他の人々の義務や権利が事細かに制定され、同時に人々が分類されていく。デイクシタルにとつて寺院は自分たちのアイデンティティの拠り所である。その内規集の制定は、一九世紀に生じた寺院を対象とする法律制定の動きに対する一連の反応であると同時に、彼らの（サブ・）カースト集団としての伝統の記述・固定でもあった。その意味で、この内規集はかれらのアイデンティティ表明であり、他の地域で報

告されているような、一九世紀初頭にすでに見られるカースト規則や一九世紀後半から二〇世紀初頭に作成された、国勢調査のランキングに対してなされたカーストの記述の動きと類似したもの位置づけることができる(注13)。たとえば、寶石の盗難は内規集では管理権の剥奪を意味し、これは実質カースト追放と同じ意味を持つていたと思われる。しかし、それだけではなく内規集は後の係争において、寺院の自治能力を証明する重要な証拠となったのである(注14)。

見落としてはならないのは、内規集だけでなく、裁判の過程そのものが、ディークシタルたちのアイデンティティ確認の場になっている、ということである。裁判の記録を見れば明らかのように、司祭集団の出自や寺院の歴史が、繰り返して過去の記録から引用され、確認されていくのである。かれらの主張は判決文に記録されることで、ちょうど文化人類学者の野帳に記録されるのと同じように、固定化し、権威づけられ、将来の参照点となるのである。それはまた、一九世紀後半に始まるインドの国勢調査が、カーストを代表とする地域共同体を固定していく過程を彷彿させる。

一〇 おわりに—司法と民族誌

本章では、南インドのナタラージャ寺院を事例として取りあげて、一九世紀における寺院の規律の明文化ならびに一九

世紀半ばから最近までのさまざまな訴訟記録を考察した。抗争の歴史は、寺院を中心とする地域共同体、とくに司祭カースト集団が植民地政府や独立後の州政府との関係でみずからのアイデンティティを確立していく過程として読むことも可能である。ディークシタルたちの現状は、さまざまな交渉過程によって生まれた歴史的産物である。

最後に判決文と民族誌との類似性について触れておきたい。たとえばディークシタルがシヴァ神をリーダーとする神秘的な宗教共同体である、という主張は判決文で真偽を問われる命題として扱われていない。そうした主張を使用して他の主張の妥当性を測る、ということもない。むしろ、かれらの独自性を証明する主張として司法は尊重しているのである。この神秘的共同体は、一九五一年の判決文ではデノミニーションとして語られている。だが、それはディークシタルたちの神秘的出自を否定したわけではないし、だからといってその主張を真理として認めているのでもない。それは自らを語る一種の文化的言説として受容されているのである。判決文に表れる司法のエクリチュールと民族誌は対象に対する類似のまなざしを共有し、類似の記述のスタイルを身につけているといえないだろうか。それは、医学的言説とともに、他者との対話の場から距離をとろうとする専門家特有の態度である。かれらは距離をおいて、他者に語らせることで他者自身についての知を生産・体系化し、これを核とする主体化(アイデンティティ形成)を行う。ここで重要なのは専門家

にとつて準拠すべき真理は対話を通じて、他者との十全な関わりを通じて発見されるものではなく、それ以前に、その外部にすでに存在しているということである。そしてその外部は裁判所や、病院、大学あるいは博物館といった近代の制度によって保障されている。裁判とはフーコーが注目した「告解・告白」の近代的な継承者なのである(注15)。判決文に注目して、こうした主体化をめぐる二重構造を明らかにすることもまた現代の法人類学の使命であるといえよう。

追記

チダンバラムについての資料は、ディークシタル司祭ならびにマドラス高等裁判所、カダロールとチダンバラムの地方裁判所、タミルナードウ州ヒンドゥー宗教・慈善寄進(HRCE)課の好意から得ることができた。内規集の入手にあたってはジョン・ラウド(John Loud)博士に、英語訳についてはシングル博士にお世話になった。ここに感謝の意を表したい。本稿は文部省科学研究費補助金(海外学術研究)「ガングス河流域の複合文化の形成動因の比較研究——アリア文化と土着文化の相互関係」(一九八七年度・一九八九年度長野泰彦国立民族学博物館教授代表)、ならびに一九九一年度文部省科学研究費補助金(奨励研究A)「南インド・タミルナードウ州の寺院管理法の変遷とそれをめぐる訴訟記録の分析」の成果の一部である。なお本報告は一部、田中(一九九四)と重複していることをことわっておきたい。

注

- 1 例として松園(一九九二)を参考。法人類学の最近の動向についてはStarr and Collier(1989)やMerry(1992)を参照。
- 2 たとえばゴードンはリヴィジョニストの立場から南アフリカにおける法人類学による慣習法の整備の試みを批判的に論じている(Gordon 1994)。インドでは類似の役割をインド古典を扱うインド学が果たした、といつてよからう。これについてはInden(1980)を参照。
- 3 たとえばCohn(1987)以後、田森(二〇〇〇)などいくつかの成果がでている。
- 4 この対立についてはReinein and Dundes(1994)所収の諸論文が参考になる。ほかにDiamond(1971)を参照。
- 5 Ali(1994)を参照。
- 6 先駆的な議論としてAppadurai(1981)とその後の展開としてFuller(1984)、Good(1989)がある。他にWhitaker(1986)やYalman(1989)なども参照。
- 7 以下の記述はBaker(1975)、Derritt(1966)、Fuller(1984)、Mudaliar(1974)、Presler(1987)による。
- 8 ヒンドゥー寺院の性格一般についてはKramrish(1946)、Prattenberger(1990)を、経済的側面に関わる個別研究については注2にあげたもの他に、Rudner(1987)、Talbot(1991)を参照。

- 9 詳しくは田中(一九九三)を参照。
 10 表記は判例集と同じスタイルをとっているが、これは

Madras Law Journal Reports 1953: 598からの引用という意味である。

- 11 両内規集はまとめて一九六六年にチダンバラムの出版社から出版されている。筆者が入手・参照したのもこうして出版されたものである。

- 12 彼の寺院については田中(一九九六)を参照。

- 13 詳しくは藤井(一九九四)を参照。

- 14 しかし、このような自治はマドラスの高等裁判所では十分に尊重されていたとはいえない。これは小谷ら(小谷、吉村、粟谷一九九四)が指摘するマドラスやカルカッタ特有の態度を示しているといえるかもしれない。

- 15 告白についてはフーコー(一九八〇)を参照。松田(一九九四)によると、近代の法的世界を支配するのはすべての言説を論理的で整合性のあるものとして意味化していく近代知である。判決文との類似はまた、民族誌記述もまたこの近代知による認識支配の一つであることを示唆している。

引用文献

小谷汪之・吉村玲子・粟屋利江
 一九九四 「「カーストの自治」政策の展開」、小谷汪之編

藤井毅

一九九四

「歴史のなかのカースト―古典的インド社会観の実体化をめぐる」、『現代思想』二二(七)：九九―一一一。

田中雅一

一九九三

「南インドの寺院組織と司祭たち―自立への志向と相互依存」、長野泰彦・井狩彌介編『インド―複合文化の構造』、法蔵館。

一九九四

「南インドのヒンドゥー寺院政策―チダンバラムのナタラージャ寺院をめぐる」、岡田重精編『日本宗教への視角』、東方出版。

一九九六

「南インド・ヒンドゥー寺院をめぐる起訴(一八八―一九二九)」、『宗教研究』三〇七：三九―四〇。

一九九七

「ヒンドゥー教の再生―アヨーディア問題の理解に向けて」、田辺繁治編『アジアにおける宗教の再生―宗教的経験のポリティクス』、京都大学学術出版会。

田森雅一

二〇〇〇

「カースト」から「ガラナー」へ―近代・北インド古典音楽における社会音楽的アイデンティティの変容」、『超域文化科学紀要』五：一五二―一六七。

フーコー・ミシェル(田村俶訳)

一九八〇 『性の歴史1 知への意志』、新潮社。

松園万亀雄

一九九二 「S・M・オティエノ事件——ケニアにおける法の抵触をめぐる」、『現代法社会学の諸問題』民事研究会。

松田素二

一九九四 「意味化の権力、典型化の抵抗——ケニア・オティエノ裁判のもう一つの構図」、日本法社会学会編『法秩序の近代と現代』(法社会学四六号)有斐閣。

Ali, Obeid Hag

1994 "The Conversion of Customary Law to Written Law", In Renteln, A.D. and A. Dundes(eds.), *Folk Law: Essays in the Theory and Practice of Lex Non Scripta* (vol. 1). [originally published in *The Sudan Law Journal and Report* 1971 pp.147-161.]

Appadurai, Arjun

1981 *Worship and Conflict under Colonial Rule: A South Indian Case*. London: Cambridge University Press.

Baker, C. J.

1975 "Temples and Political Development", In C. J. Baker and D. A. Washbrook, *South India: Political Institutions and Political Change 1880-1940*. Delhi: Macmillan Company of

India.

Cohn, Barnard

1987 "The Census, Social Structure and Objectification in South Asia", In *An Anthropologist among the Historians and other Essays*. Delhi: Oxford University Press.

Derrett, J. Duncan M.

1966 "The Reform of Hindu Religious Endowments", In Donald Eugene Smith(ed.), *South Asian Politics and Religion*. New Jersey: Princeton University Press.

Diamond, Stanley

1971 "The Rule of Law versus the Order of Custom", *Social Research* 38(1): 42-72.

Fuller, Christopher J.

1984 *Servants of the Goddess: the Priests of a South Indian Temple*. London: Cambridge University Press.

Good, Anthony

1989 "Law, Legitimacy, and the Hereditary Rights of Tamil Temple Priests", *Modern Asian Studies* 23(2): 233-257.

Gordon, Robert J.

1994 "The White Man's Burden: Ersatz Customary Law and Internal Pacification in South Africa", In Renteln, A.D. and A. Dundes(eds.), *Folk Law: Essays in the Theory and Practice of Lex Non Scripta* (vol.1). [originally published in *Journal of Historical Sociology*, 1989 2:41-65]

Hayden, Robert M.

- 1987 "Turn-taking, overlap, and the task at hand: ordering speaking turns in legal settings", *American Ethnologist*, 14(2):251-270.
- Inden, Ronald
 1980 *Imagining India*. Oxford: Blackwell.
- Kramish, Stella
 1946 *The Hindu Temple*. Calcutta: University of Calcutta Press.
- Matsuda, Mari J.
 1988 "Law and Culture in the District Court of Honolulu, 1844-1845: A Case Study of the Rise of Legal Consciousness", *American Journal of Legal History*, 32:16-41
- Maynard, Douglas W.
 1984 "The Structure of Discourse in Misdemeanor Plea Bargaining", *Law and Society Review*, 18(1):75-104.
- Merry, Sally E.
 1992 "Anthropology, Law, and Transnational Processes", *Annual Review of Anthropology*, 21:357-379.
- Mudaliar, Chandra.
 1974 *The Secular State and Religious Institutions in India: A Study of the Administration of Hindu Religious Trusts in Madras*. Wiesbaden: Franz Steiner.
- Praffenberg, Bryan
 1990 "The Hindu Temple as a Machine, or the Western Machine as a Temple", *Techniques et culture*, 16:183-202.
- Presler, Franklin A.
- 1987 *Religion under Bureaucracy: Policy and Administration for Hindu Temples in South India*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Rudner, David West
 1987 "Religious Gifting and Inland Commerce in Seventeenth-Century South India", *The Journal of Asian Studies* 46(2):361-379.
- Renteln, Alison Dundes and Alan Dundes (eds.)
 1994 *Folk Law: Essays in the Theory and Practice of Lex Non Scripta* vol. 1 and vol. 2. Madison: The University of Wisconsin Press.
- Starr, June and Jane Collier
 1989 "Introduction: Dialogues in Legal Anthropology", in J. Starr and J. Collier (eds.) *History and Power in the Study of Law: New Directions in Legal Anthropology*. Ithaca: Cornell University Press.
- Talbot, Cynthia
 1991 "Temples, Donors, and Gifts: Patterns of Patronage in Thirteenth-Century South India", *The Journal of Asian Studies* 50(2):308-340.
- Whitaker, Mark
 1986 *Divinity and Legitimacy in a Temple of the Lord Kannon*. Ph.D. Thesis submitted to Princeton University.
- Yalman, Nur
 1989 "On Royalty, Caste and Temples in Sri Lanka and South

India, *Social Analysis* 25: 142-149.

内規集

Sri Sabarāyakar Kōyil carīam (1849)

Sri Sabarāyakar Kōyil carīam (1894)

どちらも一九六六年にチダンバラムの Pandiyan Accakam により再版されている。